



宮城県（税）指令第660号

栗原市築館伊豆三丁目1番20号
社団法人栗原法人会

平成24年10月24日付けで申請のありました移行認定については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第44条の規定により、下記のとおり認定します。

平成25年3月18日

宮城県知事 村井嘉浩



記

1. 法人コード：A012000
2. 法人の名称：社団法人栗原法人会
3. 認定を受けた後の法人の名称：公益社団法人栗原法人会
4. 代表者の氏名：阿部 忠雄
5. 主たる事務所の所在場所
宮城県栗原市築館伊豆三丁目1番20号
6. 公益目的事業
 - (1) 税務知識の普及や納税意識の高揚および税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業
 - (2) 地域の経済社会環境の整備改善を図り、企業の健全な発展に資する事業
 - (3) 地域社会への貢献を目的とする事業
7. 収益事業等
組織強化および会員交流と福利厚生等に関する事業
8. 旧主務官庁の名称：財務省支部局